

エジプト現代教育研究序説

—無償教育制度とブラック・マーケット—

田 中 哲 也

要 約 エジプトの公教育は、大学にいたるまでのすべての教育段階において無償であるとされている。しかしながら、エジプトにおける現代教育研究にあたっては、そうした政府や教育省の発表する公式な制度や統計には表れない現実があることをまず理解しておく必要がある。それが学校教師による家庭教師という現象である。家庭教師につくことなしには進級さえも難しいとされるほど、それは広く深く浸透し、教育の中にしっかりと組み込まれている。それにより、無償教育制度は空洞化し、家庭教師につく経済力のない家庭の子弟は平等な教育を受ける機会を奪われている。この家庭教師現象の出現には様々な要因があり、従ってその解決にはいくつもの対策が必要である。しかし、確かなことは教師たちのおかれている経済的状況を改善することなしには解決不可能であることである。

キーワード エジプト、無償教育制度、教師、家庭教師

「もし、教師に語の本来の意味において教育者であること、すなわち、生徒たちが実社会での生活に備えることができるようにし、また、生徒たちの知力を伸ばしてくれるように望むならば、なによりもまず教師を信頼しなければならない」

(タハ・フセイン『エジプトにおける文化の未来』)

問題の所在

これまで19世紀初頭から1952年革命までのエジプトにおける近代教育の導入と普及をめぐ

る教育史的・教育社会学的研究を行ってきた。本稿はこれまでの一連の研究をふまえた上で着手する、1952年革命から現在にいたる「現代エジプト教育」に関する研究の序説である。

エジプトでは、その公教育において大学にいたるまでのすべての教育段階において無償であることが謳われている。現在、その教育制度は様々な問題を抱えているが、本稿ではドゥルース・ハーサ(durus khassah)、あるいはドゥルース・フスーシヤ(durus khususiyah) (ともに文字通りには「私的授業」「特別授業」と呼ばれる「家庭教師」現象を今後の研究のための序説として取り上げる。学校の教師が生徒に私

的に家庭教師を行い、それにより生徒の間に、試験成績や生徒への評価において不公平が生じている。さらには、教師が生徒に家庭教師を強制する、あるいは家庭教師業を優先させ学校の授業で手を抜く等の現象が出現している。エジプトでは学校の教師が私的に授業を行うことは禁じられている。しかし、この現象は広く社会に浸透し、私立学校も含めた学校制度を表の教育市場とすると、家庭教師による教育はエジプト全体で年間110億ポンドともいわれる巨大なブラック・マーケットをなしている。現代エジプト教育の状況の理解には、この現象の理解が不可欠でありながら、公的な議論にはなかなか載り難い。ここに序説として取り上げるゆえんである。

エジプトでは学校教師を家庭教師として雇うことは、学齢期の子をもつ多くの親にとり、困ったことではされながら受け入れざるをえない「現実」とされている。「担任教師を家庭教師に雇わなかったら子供の評価を下げられた」「家庭教師から試験の問題を教えてもらった」「家庭教師を雇わないと試験には合格できない」「教育省の役人が黙認し、教師の上前をはねている」(2002年4月－03年3月の現地での聞き取り)等、事実だとしたらエジプトの公的教育制度はほとんど空洞化しているのではないかと思わざるをえないような話がひとつとの間で広く流布している。

野党系、独立系のみならず政府系のメディアもこの問題を時おり取り上げる。「○人の教師が家庭教師を行ったかどで左遷された」(al-Ahram紙 2002/11/17)「○○学校では○人の教師が(家庭教師を優先して)無断欠勤で処罰された」(al-Ahram紙 1998/12/2)「教育大臣が県と連携して全国の家庭教師セン

ターの閉鎖させることを発表した」(al-Akhbar al-Yawm紙 2002/11/23)「教育大臣教育は家庭教師を行っている教師たちを教育マフィアとして非難し、厳罰を下すことを決定した」(al-Ahram紙 2002/11/15)等である。しかし、ひとつとの間で常識として共有されているゆえに多くを語る必要がないためか、あるいはある種の報道規制からか、こうした報道から見出し以上の情報をえることはできない。

教育に関する研究の世界では、この問題には触れない研究書が多い。しかし、この問題を取り上げている数少ない研究書や報告書は状況の深刻さを伝えている。それらは「家庭教師という現象は悪化の一途をたどっている」(Gadd : 70)「教師も生徒たちも本当の勉強は家庭教師の場で行うものだと思っており、学校での授業は私語などで時間をつぶすものになっている」(‘Ammār : 123-9)「平行して存在する学校(筆者注 家庭教師による課外授業)が正規の学校の代わりとなっている。」(Badran : 229)「家庭教師は教育における平等の原則を崩壊させている」(‘Ubūd : 183)「家族が家庭教師への支払っている総額は政府の教育予算に近い額に達している」(Minā : 133)等々、この問題を現代エジプト教育の根幹を揺るがすものと警鐘を鳴らしている。

以上の述べてきたように、この家庭教師という現象は現代におけるエジプトにおける教育現状を理解する上で避けて通れない問題である。家庭教師が教育を受ける上で、勉強についていくため、よい成績をえるための不可欠な要素となると、教育無償制度による機会平等の原則は実質的に空洞化する。教育機会の不平等(化)は教育領域での問題にとどまらず、エジプトの社会的・政治的・経済的あり方を左右する問題

である。エジプトのように経済的格差が大きく、大きな貧困層が存在する社会では、こうした実質的な教育の有償化は多くの子供たちから教育を受ける平等な機会を奪うことになる。残念ながらエジプトにおいてこの問題を正面から取り上げている研究は非常に少なく、詳しい情報をえることはなかなか困難である。しかし、この家庭教師現象は現代エジプト教育の理解・研究には避けて通ることのできない問題である。使用しうる資料は数少ないながらあえてこの問題を今後の研究の序説として取り上げることとする。家庭教師現象の影響は多岐にわたるが、本稿では最も深刻な問題と思われる、この平等な教育機会の剥奪に焦点を当てる。そのため本稿では、まずエジプトにおける無償教育制度とその変容について説明する。次いで家庭教師現象の状況とその教育機会の平等に与えている影響を分析し、最後に家庭教師現象の最大の原因を指摘する。

1 エジプトにおける無償教育制度

無償教育制度がエジプトにおいてもつ意味を理解するには、それをめぐる歴史的な文脈を知ることが必要である。まず、伝統的なイスラーム教育制度においては、日本における寺子屋にあたるクッターブ（コーラン学校）は別にして、主なメリトクラシー獲得の場であった中・高等教育制度であるマドラサには、教育の対価として授業料を徴収するという発想はなかった。授業料をとったアズハル学院のウラマーの話が歴史書に驚きをもってわざわざ記されているほどである。授業料が求められなかったばかりか、基本的には、学生たちが居住し学ぶ各学寮（リワーウ）が、それが有するワクフ（寄進された

不動産）からの収益によって、学生たちに衣食住等を含めた勉学のための生活を保障した。イスラームを学ぶことはイスラームとイスラーム教徒共同体（ウンマ）への献身であり、対価を求められるようなものではなかった。

19世紀になり、富国強兵のためムハンマド・アリーにより西洋の技術を取り入れるための西洋式の近代教育が導入された。彼が導入した近代的な教育制度においても、その教育は無償であった。生徒・学生たちは軍や政府のためにそれらが必要とする技術等を学ばされていたのであり、自らのために学んでいた訳ではなかったからである。かなりの期間、近代的な国立学校の生徒になる（初期には「捕られる」）ことは一種の「徴兵」でみなされていた。実際、生徒たちは軍の基地内の寮（兵舎）に居住し、衣食住と給与を与えられ、そこで教育を受け、卒業後は軍内に配置された。ここでも教育とは対価を払うものではなかったのである。その後、国立学校に学び軍や政府に仕事を与えられることが立身出世の道であることが理解されるようになり、国立学校は教育を強いられる場から希望して学ぶ場へと変化していった。そうして、その有償化も視野に入り始めた頃、1882年、エジプトはイギリスによる占領・植民地時代へ入る。

占領後の四半世紀を統治したクローマー英総領事の基本教育政策は

- ① 「教育限定」政策
 - ② 「教育有償化」政策
 - ③ 「英語化」政策
- であった。

19世紀末から、独立を目指す民族主義運動が高揚し始める。民族主義者たちは、イギリス当局の教育政策をエジプトの自主独立を阻むための愚民化政策とみなし、教育の場を民族運動

の主戦場のひとつとみなした。その歴史において有償の教育制度を知らないエジプト人にとり、有償の教育制度は教育を広めないため、エジプト人の自立を阻むためのものとみなされ、授業料は植民地状況の象徴とされた。

第一次世界大戦後の反英独立闘争により、エジプトは不完全ながら独立を果たし、1923年、憲法が公布される。その第19条は「民衆初等教育 (al-t'lim al-awwali) は男女ともにすべてのエジプトの子供たちの義務である。そして、それは民衆初等学校 (al-makatib al-'ammah) では無償である」と定めた。民衆初等教育が国民の義務とされるとともに国家が民衆初等教育を無償で提供することを約束した憲法のこの規定がエジプトにおけるその後の教育の無償化政策の出発点となった。

1952年革命前の体制下においても、支配者層の中心をなしていた大地主たちの抵抗を受けながらも教育拡大政策と無償化政策は進められていった。1944年にはエリート教育コースの入口である高等初等学校が無償となり、1949年には同学校での教科書や給食も無償化され貧しい家庭の子弟の経済的障壁が取り除かれた。1950年には「空気や水のように無料の教育」というスローガンの下にワフド党内閣のタハ・フセイン教育大臣により中等教育も無償とされた。完全な独立を達成した1952年革命後、ナセルの社会主義政策の中で大学教育も無償化され、初等教育から高等教育まですべての段階で、国立教育機関での教育では授業料をとらないという無償教育制度が確立する。

このように、革命後に完成した無償教育制度は民族主義運動の成果、そのシンボリック的制度である。現行1971年「エジプト・アラブ共和国憲法」においてそのことを確認しておこう。まず、

同憲法はその第18条において

- ① 教育は国が保障する権利である
- ② 初等課程においてそれは義務である
- ③ 国は他の教育課程へも義務を延長すべく努める
- ④ 教育のすべては、国がこれを監督すると定めている。そして第20条において「国の教育施設における教育は、その様々な課程において無償である」と定めている。

現在の大学前の段階の教育を規定している1981年の第139号「教育法」では、その第2条において

「国立学校における無償での大学前の教育はすべての国民の権利である」

「与えられる教育への対価 (muqābil) として授業料 (rusum) を生徒に求めることは許されない」として無償であることを定めている。しかし、

- ① 生徒への追加的サービス
- ② 教育機器や教材の使用を確かなものとする目的
- ③ 義務である基礎教育以前の教育施設を例外とし、有償化への道を開いている。

なお、同法令により、憲法に定められた6年間の初等課程に3年間の準備課程 (i'dadi) を加えた9年間が「基礎教育 (al-t'lim al-asāsī)」として義務となった (第4条)。

現在の学制は初等学校6年 (1988/89年度から2004/05年度までは5年)、中等教育前期課程学校 (準備学校) 3年 (普通科、職業科)、中等教育後期学校3年 (普通科、職業科)、そして大学、高等専門職業学校である。大学前の段階では私立学校に学ぶ生徒数は全体の7%ほど (2003/04年度) であり、残りの1,600万人近い生徒が約4万の国立学校で120万人の教

師から、すなわち無償教育制度の下で学んでいる。¹⁾

2 無償教育制度の揺らぎ

現在、「無償教育とはすでに神話となった」(EHDR:113)という意見もでるなど、その無償教育制度は大きく揺らいでいる。公立教育の有料化は制度としては、各学校での有料の「補習クラス」の設置として現れた。この補習クラスは家庭教師の蔓延への抵抗策として設置されたものであり、やはり、問題は家庭教師という現象に起因する。

家庭教師という現象はエジプトにおいて、奇異な現象でも目新しい現象でもない。家庭教師が問題だとして意識されるようになるのは、教育における機会平等が社会的な約束事となり、それを担保する無償教育制度が国家に求められるようになってからのことである。すでに革命以前の1947年、教師が家庭教師をする場合には当局からの許可を必要とするという教育省令が出されており(‘Aly:205)、当時すでに家庭教師が問題とされていたことがわかる。しかし、管見の限り、家庭教師という現象がどの程度の広がりをもっていたのかについての資料はない。しかし、家庭教師の蔓延は少なくとも1960年代まで遡ることができることは資料的に確認できる(‘Ammar:123)。1961年に行われた教育省の調査は、調査対象(大学以前全段階の生徒、1,138人)の半数以上が家庭教師についていたと報告している。この時代は教育の機会平等と無償教育制度が確立し、誰もが学歴のメリトクラシーを通しての社会的上昇が可能であることが強調された時代である。言い換えれば、誰もが学歴をめぐる競争へ参加しなけ

ればならなくなった時代である。その後も家庭教師についている生徒の比率に関して、1970年の上エジプトのミンヤで45.5%(対象不明)、1978年の大カイロで63.5%(対象不明)という調査報告があり(‘Aly:206-8)、家庭教師という現象は革命後のエジプト教育の中に遍在していたことがわかる。

教師が学校外で私的に授業を行うことは原則的に禁止されている。例えば、これに関する直近の法令、1998年教育省令第592号(同年12月2日交付)は、国立学校はもちろん、私立学校も含めた(大学以前の)全学校の教育及び事務に携わるすべての者に対して、いかなる学生に対しても、いかなる科目であろうと家庭教師を行うことを禁じている(第1条)。そして教育省の局長たちや学校の校長、教頭にこの決定を履行し、そのために必要な措置をとる責任を負わせ(第2条)、この省令に違反した者を懲戒処分かけると定めている(第3条)(この例外として認められているのが、次に述べる「補習」である)。

しかし、生徒側の需要と副業を必要とする教師の供給サイドの必要からして、禁止だけによって家庭教師を根絶することは困難であることから、「補習クラス(magmū‘at al-taqwiyah、文字通りには「強化グループ」)」制度が学校に導入された。家庭教師や家庭教師センターを公的な場にもちこんで管理しようという制度である。補習クラスは第139号「教育法」における国立教育の無償供与の例外のひとつである「生徒への追加的サービス」として有料とされた。国立初等学校の場合を紹介すると、補習クラスは定員をもうけない「通常クラス」と定員10名以内の「特別クラス」の2種類に分けられ、受講希望者は教育省が定めた正規の授業

料である、通常クラスでは補習1科目(週3回)につき月額5.4ポンド、特別クラスでは同8.8ポンドの支払いを求められる。その10%を教育省がとり、残りが担当教師たちに分配されることになっている。この補習クラスの編成・運営は各校の校長の責任で行われる。しかし、例えば初等学校では、担任教師が成績評価を手段にこの補習クラスの受講を強制する、定められた授業料以上の額を要求する、さらには監督者である校長が教師たちの上前をはねる等、私的な家庭教師をめぐる問題点をさらに複雑にしただけともいわれている(2002/03年での聞き取り)。

これは公的教育制度内への「家庭教師センター」の設置であり、無償教育制度の事実上の放棄である。これは、私的な家庭教師やセンターに比べれば低額とはいいいながら有料とすることで、学校教育に父兄の経済的状況による格差を持ち込み、経済的負担に耐えられない家庭の子弟から他の生徒たちと同様の教育を受ける機会を奪うことになった(例えばal-Ahram Weekly紙 2003/5/29-6/4)。

さらに問題なのは、この補習クラスは家庭教師問題の根本的な解決にならなかったことである。後に示すように、家庭教師を必要とする大きな理由のひとつは教育能力の乏しい教師の存在であるにもかかわらず、補習を行うのはその同じ教師であるからである。表1は2005年に実施されたカイロ市及び周辺の中等後期課程普通科(thanawiyah 'ammah以後、「サナウィッヤ・アーンマ」)学校3年生への調査でえられた、生徒たちの補習クラスへの要望事項である(Muhammad:247)。要望事項に触れる前に、サナウィッヤ・アーンマ学校の3年生がおかれている状況について簡単に説明しておく。3年次の末に修了試験であるサナウィッヤ・

アーンマ試験が全国一律に2週間にわたって行われ、合格者に中等教育課程修了証書が与えられる。大学による入学試験は存在せず、希望する大学・学部へ受け入れられるか否かはこの試験の点数によってのみ決定される(現在は、2年次末に行われる試験での得点との合計点による制度に変えられている)。したがって、このサナウィッヤ・アーンマ3年生時は学歴競争の最終段階であり、受験勉強熱、家庭教師への依存がピークに達する時期である。

生徒たちの要望にこの補習クラスの抱える問題点が表れている。生徒たちにとっての最大の問題は能力の低い教師の存在である。試験だけがその後の人生を左右する段階にあるサナウィッヤ・アーンマの3年生に成績に結びつかない補習を忌避し、有能な家庭教師へと流れることになる。結局のところ、家庭教師やセンターへの需要はなくならず、経済格差により教育機会の不平等をもたらす家庭教師という闇のマーケットをなくすどころか、それに加えて、経済格差が教育における不平等をもたらす公的なマーケットを教育制度の中に持ち込んだだけに終わっている。

3 家庭教師現象の現況

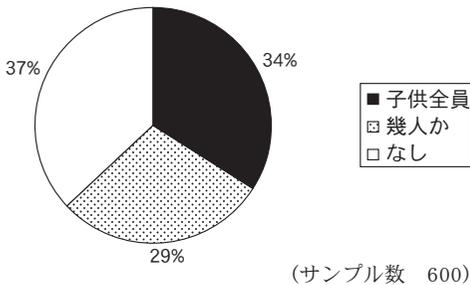
現在の家庭教師現象の状況を示す資料から、その実態をみることにしよう。図1は上エジプトのソハーグ市で父親を対象に行われた調査の結果である。ここでは家庭教師についている子供たちはすべての教育段階にわたる。学齢期にあるすべての子供が家庭教師を受けている父親、一部の子供が受けている父親、子供の誰も家庭教師を受けていない父親とほぼ3分され、3分の2の家庭では子供の教育に家庭教師を利

(表1) 補習クラスの質を向上させるために生徒たちが望むこと

最も有能な教師が担当する	363	75.5%
生徒が教える教師を選べるようにする	281	58.4%
生徒に合わせた日程設定と定期的実施	262	54.5%
要約だけでなく、説明もする授業	261	54.3%
授業の問題とその解法への特化	146	30.4%
計	1,313	

(Iskarus, F. : 246)

(図1) 家庭教師を受けさせている父親の比率：ソハーグ市



用している。これを父親の職業別に示したのが表2である。

収入についての資料はないが、上からの順に収入は高いと考えてよい。知的専門家、自由業、被雇用者では子供に家庭教師をつけるのは当たり前という状況である。また、工場労働者ではすべての子供にというのは6割以上、農民ではすべての子供にというわけではないが家庭教師をつけるとことは選択肢として受け入れられているという状況である。家庭教師を依頼するか否かについては、父兄の教育へ考え方もさることながら、それを負担できるか否かという経済的要因が決定的である。世帯全体の23%が貧困線以下の収入であり、3分の1以上が人間の剥奪状態にあるとされているが (EHDR 1998/99 : 11)、こうした貧しい階層は闇のマーケットからは排除されている。仮にソハー

グ市での調査対象の経済状況がエジプト全体のそれに対応しているとするならば、金銭的に負担不可能な父兄以外のほとんどが家庭教師現象に加担していることになる。

次に紹介するのはミンヤ市の5校のサナウィツヤ・アーンマ学校3年生から無作為に抽出された200人(男子生徒126人、女子生徒74人)を対象とした1985年の調査結果である。調査対象の大部分である84.5%が家庭教師を受けていると回答している。男子で83.3%、女子で86.4%であり、若干女子生徒の方が若干高い。これは先に示したマンスーラの大学生を対象とした調査結果と一致する。マンスーラの調査者はこの違いを①女子生徒の心配性、②親の女子教育への関心の上昇、③不合格への恐怖心の差、に求めている。また、全教育課程の生徒を対象とした同じミンヤ市の1970年の調査でも、男子44.2%、女子46.8%と同様の傾向を示している。(Aly : 209-10)

文系/理系別では、家庭教師を受けている比率が文系では73.3%であるのに対して、理系では87.8%とかなり大きな差がある。これは大学の理系学部(特に医学部、薬学部、歯学部)に人気があり、そのため入学には高い得点が求められること、また、配点の多い科目の違いが影響している。家庭教師についている比率(括弧内)を科目別に示しておく。

(表2) 父親の職業と家庭授業：ソハーグ市調査結果

	子供全員	幾人か	なし	サンプル数	全科目	半数	半数以下	サンプル数
知的専門家	74%	18%	8%	50	11%	67%	22%	46
自由業	100%	0%	0%	50	28%	64%	8%	50
被雇用者	77%	12%	11%	100	10%	34%	56%	89
工業労働者	62%	19%	19%	100	10%	41%	49%	81
農民	27%	65%	8%	100	9%	54%	37%	92
手工業者	0%	37%	63%	100	0%	0%	100%	37
輸送・雑役	0%	15%	85%	100	0%	0%	100%	15

([al-Dab' : 41)

[文系]

英語 (97%)、仏語 (85%)、哲学系科目 (70%)²⁾、アラビア語 (58%)、地理 (39%)、歴史 (27%)

[数学系]

物理 (91%)、数学 (89%)、英語 (86%)、化学 (70%)、仏語 (63%)、アラビア語 (43%)

[理科系]

物理 (88%)、英語 (87%)、数学 (76%)、化学 (61%)、自然史 (58%)、仏語 (52%)、アラビア語 (42%)

この1985年の調査では、サナウィッヤ・アーンマ3年生が家庭教師に支出した金額の「平均」は年に214ポンドであった(分布は示されていない)。また、生徒たちの親の月収は50~350ポンドで、その平均値は129ポンドであったとされる。調査者は親の収入を相対的にかなり高い額だと評価している(Harb: 35-7)。エリート・コースであるこの教育課程に達するまでに、家庭教師を雇うことができるか否かという経済力による淘汰がすでに働いていることが示されている。先に示した親の収を年収に直して家庭教師への出費の「平均値」が占める比率を求めると5%から36%まで幅がある。どれだけの科

目をどの程度の頻度で受けるかは、家庭の経済力により左右されるであろうが、いずれにしても、裕福な家庭以外では家庭教師料が家計への大きな負担となっていることは明らかである。³⁾

4 家庭教師受講の理由

なぜ、子供たちに家庭教師を受けさせるのかについて、ソハーグ市の父親たちが挙げた理由を、実際に高い比率で家庭教師を依頼している表1の上から5番目までの職業カテゴリーだけに絞り、頻度の多い順に示すと次のようになる(14の選択肢からの複数回答)。

- ① 生徒たちが家庭教師を頼まざるをえないように、教師が意図的に教えない (81%)
- ② クラス当りの生徒数が多く、教師がきちんと教えられない (80%)
- ③ 学校が教育という仕事をきちんと果たしていない (71%)
- ④ 自分に家庭教師を依頼するように、教師が生徒に圧力をかける (63%)
- ⑤ 教師の多くが教育の専門家ではない (65%)
- ⑥ 社会的地位は大卒資格と結びついて

おり、それをえるにはお金が必要である
(60%)

- ⑦ 父親たちが家庭教師を使って、子供たちの成績を上げようとする (58%)
- ⑧ 教師の給与が十分ではない (55%)
- ⑨ 富める階層と教師たちの間に社会的公正をもたらすには、家庭教師業が必要である (50%)
- ⑩ 子供たちが勉強についていけない (49%)
- ⑪ 教師に家庭教師を頼む生徒たちがいる (46%)
- ⑫ 社会的地位を失った教師たちが、それを金儲けで埋め合せている (45%)
- ⑬ 子供の成績を上げるために、気前よくお金を払う親がいる (45%)
- ⑭ 医師と同じように、教師には自由に仕事をする権利がある (19%)

回答の選択肢の設定が適切か否かは別として、どのような状況の中で学校教師による家庭教師という現象が社会に広まるにいたったかが示されている。まず、さまざまな問題をかかえた学校が、その教育機能をきちんと果たしていないという状況がある (②、③、⑤、⑧)。その状況の中で、学校教育の欠陥を埋め、わが子により成績や評価を得させるためには、親たちは家庭教師の依頼し、お金でそれを解決することを余儀なくされている (⑥、⑦、⑪、⑫)。一方、低い地位と収入にあえぐ教師たちの多くはこうした状況を利用して、さらには自ら状況をつくり出して、家庭教師業から収入をえている (①、④、⑧)。父親たちはこうした教師たちの行状を批判しつつも、仕方のないこととしてある種の理解も示している (⑨、⑫、⑭)

①、④については若干の説明がある。この調査の対象となった父親たちはさまざまな学校に

通う子供たちを持つ。しかし、調査時点で子供が準備学校の生徒であろうと、中等学校の生徒であろうと、かれらもかつては初等学校の学生であったので、教師 (家庭教師) との関わりで父親たちに最も多く経験されているのは子供が初等学校の時である。そして、初等学校では担任教師制であるので、生徒の評価にたいして教師が最大の影響力を駆使できる時期、親が担任教師にたいして最も弱い立場に立たされる時期である。したがって、学校の授業についてゆけない生徒や子供の成績をもっと上げさせたいと願う親にとって、担任の教師以外に家庭教師を依頼するという選択肢はほとんどありえない。それゆえ学校で教師が教えないということが、そのまま教師自身の副業につながることになる。こうしたかなり悪質な家庭教師の強制はかなり広くみられる現象であることは聞き取りや新聞等からも伺える。この調査は父親を対象としているので、父親たちが考えている、(初等学校の生徒を最多とする) 全教育段階の子供たちが家庭教師を必要とする理由を示したものである。

より切迫した状況にある生徒の場合を見てみよう。1985年のミンヤ市のサナウィッヤ・アーナム3年生が選んだ家庭教師を受ける理由は多い順に次のようなものであった (13の選択肢からの複数回答)。

- ① サナウィッヤ・アーナム試験での高得点を取るため (81%)
- ② 希望の学部に入りたい (67%)
- ③ レベルの低い学校教師がいる (65%)
- ④ 学校の教師たちが義務を果たしていない (48%)
- ⑤ 学校の教育方法は効果がない (47%)
- ⑥ 学校の授業ではカリキュラムが終わらな

い (42%)

- ⑦ 教科書の出来が悪く、それだけではよくわからない (38%)
- ⑧ 試験の問題が難しい (35%)
- ⑨ 生徒のレベルが低い (32%)
- ⑩ 親の願い (27%)
- ⑪ サナウィッヤ試験への不安 (26%)
- ⑫ 学校の教師が勧める (16%)
- ⑬ その他 (9%)

目前にサナウィッヤ試験を控えた高校3年生の生徒たちの動機の中では、試験で高い点数をとり希望する学部に入りたいという直裁なものが最大となる(①、②)。しかし、そのために家庭教師を頼まなければならないのは、制度的な問題もあるにしても(⑤、⑥)、その無能さや職務不履行など学校教師たちに大きな責任がある(③、④)と考えられている。すでに述べたように、この段階の生徒にとり意味をもつのは試験の成績だけであり、教師には生徒の学力評価に介入する余地はない。したがって、ソハグ市の調査に表れたような、学校教師による家庭教師の強制が原因となること少なくなる(⑫)。したがって、家庭教師の依頼先は学校での各教科の担当の教師である等とは無関係に、成績向上という実効性だけを基準として選ばれる。

5 無償教育制度の空洞化とドロップアウト

こうした教師による家庭教師の浸透とそれに伴う学校での授業の空洞化は無償教育制度の実質的な崩壊を意味する。それにより教育機会の平等という原則が失われ、経済的な弱者は教育制度の中で劣位な立場に立たされ、最悪の場合にはそこから排除されることになる。このこと

はエジプトにおける長年の課題である非識字の根絶という国家目標の実現を脅かすことにもなる。実質的な教育の有償化は様々な影響を与えているが、ここでは最も深刻な問題と思われる経済的弱者の教育からの排除という現象に注目することにする。子供の教育には、補習クラスや家庭教師等、非常にお金がかかるという状況は変わりそうもなく、それどころかますます悪化しているように思われる。こうした状況が進行してゆけば、国民の4分の1とも3分の1ともいわれる貧困層が、更にはその上の層が教育から排除されるという深刻な状況を生み出すことになる。残念ながらこの問題を正面から扱った先行研究を見つけることはできなかった。断片的な資料からではあるがこの問題について論じておくこととする。

1996年、カイロ市とヘルワーン・マアディー地区において、9歳から14歳の義務教育年齢でありながら家具や絨毯製造の手工業で働く児童たちを対象とした調査では、学校を辞めた理由を聞いている(複数の自由回答)。彼らの42%が「家庭教師を受けるお金がないから」を学校をやめた理由としてあげている。また、彼らが挙げた「勉強についていけないから」(42%)、「成績が悪いから」(25%)、「何度も同じ科目の試験で落ちたから」(24%)という理由も、先に述べたように学校の授業だけでは授業についていけないという状況を考えると、「家庭教師を受けるお金がない」と強く結びついていると考えてよいであろう。

表3はスエズ県で社会犯罪研究所が行った15歳未満の児童労働に関する調査(2000年)でえられた、児童たちが働くようになった理由、表4は彼らの家族の収入(週)である。表3に見られるように、およそ半数が「勉強について

ゆけないから」(原文では「勉強の失敗」)ことを理由として挙げている。また、表4より、彼らの家族の63%が月収400ポンド以下であったこと、つまり、収入において貧困線レベルかそれ以下であったことを示している。「学校の通常の授業だけでは勉強についていけない」「ついていくには補習クラスや家庭教師を必要とする」「補習クラスや家庭教師にはかなりの支出を必要とする」ということをふまえると、この二つの表から「家庭の貧しさ・家庭教師・児童労働(ドロップ・アウト)」という関係を読み取ってよいだろう。

6 おわりにかえて

以上述べてきたように、家庭教師という現象はエジプト教育界に広く、そして深く浸透している。このような状況をもたらした要因は、試験中心主義や多量の教育内容の詰め込みなどのエジプトにおける教育制度や教育思想そのものに内在する問題、学校や教師の不足や低い質、学内規律といった学校現場における問題、教師のおかれている経済状況の問題等、多岐にわたる。それらは相互に関連しあうとともに、それぞれにエジプト教育の歴史や、エジプト社会の文化的伝統に規定された要因である。それらのすべての要因について論じることは、本稿の限

(表3) 働き始めた理由

勉強ができないから	49
家族を助けるため	22
技術を身につけるため	21
自分のお金が欲しいから	4
その他	4
計	100

(Mustafa,A. : 102)

られた紙面の中では不可能であり、別稿で改めて取り上げることとしたい。本稿では、こうした家庭教師という現象がひとびとの間でどのように捉えられているか最大公約数的に示してくれるように思われる資料を紹介し、その背景にある教師の経済的状況を示しておわりにかえることにする。

紹介するのは、現在エジプトで人気があり、ひとびとの道徳的判断に大きな影響力をもつイスラーム法学者、ムハンマド・バクル・イスマイル師の出した家庭教師についてのイスラーム的見解(ファトワ)である。

家庭教師は許されるのかという質問に対して、彼は、この家庭教師という現象が社会のあらゆるところに広がっていること、教育に関わる者たちが努力し、解決すべき重大な問題であることを認める。そして、この問題については

- (1) 学校での授業では理解することが出来ないがゆえに、家庭教師を必要としている生徒
- (2) 生活の必要に迫られて、家庭教師をせざるをえない教師
- (3) 大量の学習内容とその難しさ

の3点を考慮しなければならないとする。その上で

(表4) 家族の収入

(週/エジプト・ポンド)

15 - 49	28
50 - 99	35
100 - 149	4
150 - 199	4
200 - 300	5
無 回 答	14
計	100

(Mustafa,A. : 135 数値は原文のまま)

- (1) 家庭教師を行うに際しては誠実に行うこと
- (2) 高い授業料を求めず、相手の生活を見ること（その上で金額を決めること）
- (3) 学校での成績評価権を使って、家庭教師を強制しないこと
- (4) 家庭教師業により、本職がおろそかになる事がないこと

の4条件をみたしていれば、教師が授業料をとって家庭教師業を行うことはイスラームにおいて「禁止されている (haram)」わけではないとの判断を示している。その上で教師たちに向かって、「(家庭教師以外の) 他の方法で収入を増やすことができるのなら、それが一番である。神は正しき道にお導きになる御方」と他の副業を勧めるのである (Isma'il : 163-5)。

このようにイスラーム教師は他の要因を認めながらも、結局は家庭教師現象の最大の原因を教師たちの経済的状況とみなしている。では、その教師たちのおかれている経済的状況はどのようなものであろうか。

1998/99年の『エジプト 人間開発報告』は国立学校の教師のおかれている経済状況について次のように述べている。

「エジプトにおける教師の給与は、勤務年数により基本給月80から400ポンドと非常に低い。給与の最上層、すなわち年収4,800ポンドでも1996/97年の貧困線（世帯当り4,318ポンド）の1.11倍でしかなく、平均的な家族生活を維持するに必要な額の半分以下である。」つまり、大多数の教師の年収は貧困線よりもはるかに下であることになる。イスラーム法学者ならずとも、あるいはあってもこのような教師たちの現実の経済的必要性の前にして、家庭教師を禁ずることは不可能であるし、禁じたところで効

果を期待することはできないだろう。その結果、「教師たちは副業、特に家庭教師を営む。……平均すると、教師たちは家庭教師から政府からの給与の10倍ほどを稼いでいる。」(EHDR : 84)

家庭教師という問題を解決するために、学校建設や教師増員によるクラス定員の削減、過剰な教育内容の削減、コンピューターやテレビによる教育の推進等、様々な提案がなされている。しかし、仮にそうした提案が実現されたとしても、教師と生徒というある種の権力関係の上に成立する教育の領域では、教師の経済的状況が改善されない限りこの問題は根本的には解決されえないであろう。教師たちが副業に頼らずに済むようにするには、現在の給与水準を大幅に、数倍以上にまで上げる必要がある。そして、現在の逼迫した状況にあるエジプトの国家財政や、市場経済化への強い風潮の中では、それは不可能に近いと思われる。これからもエジプトにおける教育を研究するにあたっては、政府や教育省が誇る教育における成果や、唱えられる無償教育制度という建前の裏に、家庭教師という巨大なブラック・マーケットが存在していることを常に念頭においておく必要があるだろう。

〔註〕

1) 授業料はないとされるが、現実には先に述べた法令139号第3条に基づいて、1987/88年度より、教科書代金にあたり一般的に解されている金額を、例えば小学校の1年生から3年生は年26ポンド、4、5年生からは44ポンドといった額を徴収している(2002/03年度)。教育省はこれを授業料ではなく、またその支払いを入学・在学の条件とはしないとしている。しかし、このお金の性格は曖昧であり、時に学校や

自治体がこのお金の支払いを入学の条件として扱い、入学を認めないという問題が発生している。

- 2) 「哲学・論理学」「心理学・社会学」「経済学・統計学」
3) 1974年の門戸開放政策への転換後現在まで、エジプト・ポンドの価値はおよそ10分の1程度にまで、ある時は急激に、またある時には緩やかに下がっているため、異なる時点で示された金額を比較してもほとんど意味はない。

〔引用文献〕

- ‘Ali, S. I., *Mihnah al-ta‘lim fi Misr* (エジプトにおける教育職), al-Qahirah, 1984.
- ‘Ammar, H., *Nahw tajdid tarbawī thaqāfī* (教育的革新に向けて), Madinah Nasr, 1997.
- Badran, *al-Ta‘lim wa tahdith al-mujtm‘* (教育と社会の近代化), al-Qahirah, 2000.
- al-Dab‘, A., *Ishkālīyāt al-ta‘lim wa qadāyā al-tanmiyah: tahlil susoyūljī* (教育の曖昧さと成長の問題：社会学的分析), Iskandriyah, 2003.
- Dustur Jumhūriyah Misr al-‘Arabīyah (エジプト・アラブ共和国憲法), al-Qahirah, 2006.
- EHDR: *Egypt Human Development Report 1998/99*, Cairo, 2000.
- Gadd, K., *al-Ta‘lim al-thānawī fi Misr* (エジプトにおける後期中等教育), al-Qahirah, 2002.
- Harb, J., *al-Durūs al-khasah ka-zāhirah t‘limiyah bayna tullāb wa talībāt* (男女学生における教育現象としての家庭教師), Minyā, 1985.
- Ismā‘īl, M. B., *Bayna al-sā‘il wa al-faqīh* (質問者と法学者の間), Cairo, 1999.
- Minā, F. M., *al-ta‘lim fi Misr: al-waqī‘ wa-l-mustaqbal hattā ‘amm 2020* (エジプトにおける教育：実際と2020年までの未来), al-Qahirah, 2001.
- Mustafa, A., *al-Atfāl al-amlūn fi al-hadr: dirāsah midāniyah fi madīnah al-Swais* (都市における児童労働：スエズ市における現地調査), al-Qahirah, 2000.
- Muhammad, M. A., *Jūd al-madrasah al-thānawiyah al-‘ammah min manzūr al-tullāb dirāsah tahlīliyah* (学生の視点から見た後期中等学校の質：分析的研究), al-Qahirah, 2005.
- Qānūn raqm 139 li-sanah 1981 (1981年法律第139号).
- ‘Ubūd, A. ed., *al-Ta‘lim fi al-marhalah al-ūla wa ittijāhāt wa tatwīr* (初等教育とその発展方向), al-Qahirah, 1994.
- Wizārah al-tarbiyah wa-l-ta‘lim, *qarār wizārī raqam 592 li-sanah 1998 bi-sha‘ni hazr al-durūs khusūsiyah* (家庭教師の禁止についての教育省1998年教育省令第592号).